

宇部市立吉部小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

この方針は、いじめ防止対策推進法（第13条）の規定により、吉部小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等に関する基本的な方針や具体的な取組等について定めるものです。

1 いじめの防止等のための対策に対する基本的な方針

(1) 本校のいじめ防止等の対策にかかる基本理念

いじめは、いじめられた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるなど、著しく人権を侵害する行為です。

本校では、いじめの根絶に向けて、教職員、保護者、地域住民など本校教育に携わる関係者らが相互に連携し、いじめ防止対策推進法が定めるいじめの禁止、関係者の責務等を踏まえ、いじめ防止等に関する対策を行います。「いじめは、人間として絶対に許されない」との認識の下、「未然防止」の取組を重視し、積極的な生徒指導、人権教育や道徳教育、情報モラル教育などの取組を総合的かつ効果的に推進し、本校の、学校教育目標が示す、「地域を愛し、人を大切にする子どもの育成」を基本的な考え方とし、一人ひとりを大切にする人権尊重を土台とした学校づくりを進めます。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されており、本校においても、いじめ防止対策推進法が示す定義を基に対応等を行います。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 本校におけるいじめ対応のポイント

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進します。

- 未然防止（いじめの予防）
- 早期発見（把握しにくいいじめの発見）
- 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）
- 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

(2) 校内体制について

校長をリーダー、教頭をサブリーダーとする「いじめ問題対策会議」を設置します。この会議では、学校いじめ防止基本方針に基づきいじめの防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証等を行い、より実効性ある取組となるよう改善を図ります。

☆いじめ問題対策会議の構成員

リーダー：校長、 サブリーダー：教頭

【教職員】生徒指導担当、教育相談担当、担任、養護教諭

【心理や福祉の専門家】 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 等

【保護者や地域住民の代表】 学校運営協議会委員（保護者代表、地域住民代表）
学童保育代表者

連携

【地域】

学校運営協議会・PTA
民生委員・児童委員・人権擁護委員 等

【関係機関】

教育委員会・弁護士・医師
警察・児童相談所・地方法務局
市人権・男女共同参画推進課
若者応援課・子ども家庭支援センター
子どもと親のサポートセンター 等

(3) 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、児童の規範意識を醸成する取組は重要です。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする事」「礼儀正しく人と接すること」について、児童の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組を進めます。

(4) いじめ防止・根絶強調月間の取組

山口県教育委員会では、毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付けています。本校においても、この月間に、いじめ防止・根絶に向けた取組を推進するため、取組状況の点検・評価や、児童会等による主体的な活動の充実を図ります。

(5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

ア 小中連携の一層の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、小中連携の情報共有や切れ目のない支援体制の構築等が重要なため、小中連携の一層の促進に努めます。

イ 多様な専門家や関係機関と連携した取組等の推進

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家との連携はもとより、関係機関との連携も一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実・強化を図ります。

ウ 教育相談週間の充実

教育相談週間を、持ち帰りの「いじめアンケート」を実施後に設定し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かい対応を行います。また、担任以外の教職員も相談にあたります。

3 いじめの防止等のための具体的な取組

(1) 未然防止・早期発見の取組

ア 学校全体としての取組内容

いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none">①対話を大切にする「学び合い」のある授業づくりを推進します。②道徳教育を中核とした心の教育を推進します。③「一人ひとりの存在を認め合い、お互いに個性を尊重し、人権を尊重した言動ができる」人権感覚を育成します。④「人権尊重」や「生命に対する畏敬の念」等について学ぶ「命を考える授業」の設定や「命の尊さ」に係る教材の活用を図ります。⑤自然に触れ、集団で行動し、豊かな体験活動を経験できる集団宿泊活動等の取組を進め、子どもたちの心と体の成長を促進します。⑥集団活動が苦手な児童に対しては、人と上手く関わられるようなコミュニケーション能力を育むことができるよう配慮するとともに、周りの児童が、集団活動が苦手な児童の特性を理解し、暖かく受け入れることができるよう、AFPYの手法等を活用し、集団づくりを進めます。⑦児童が自ら命の危機を乗り越える力、児童同士が相互に危機を察知し、適切に対応する力等を身に付ける「SOSの出し方の教育」を導入します。
いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none">①誰にも相談できない児童がいるのではないかとの認識の下、日常の観察を行います。②宇部市共通の電子回答方式による「いじめアンケート」を年2回実施します。③「週1アンケート」を実施し、全校で共有します。④年3回（各学期）、全児童対象の「教育相談」を実施します。⑤いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して児童が発するサインを鋭くキャッチすることに努めます。特に、仲間内での言動に注意します。⑥発達障害等のある児童に対して、全ての教職員がその特性を理解しつつ、見守る活動を行います。⑦教育相談スペース等で他の児童のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できる体制を整えます。⑧休み時間の見守りや昼食時の指導等は、複数教職員で連携して行います。⑨学校等に相談できずに、悩みを抱えている児童・保護者がいつでも相談できるように、様々な相談機関があることを周知します。

イ 家庭や地域との連携

家庭との連携	<p>○いじめ問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組みます。</p> <p>○保護者との緊密な連携を図り、信頼関係づくりを進めます。</p> <p>○学級懇談会において、いじめを題材に取り上げて話し合う場を設けます。</p> <p>○いじめ防止等について、PTAと連携した取組を進めます。</p>
地域との連携	<p>○参観日は可能な限り、全て地域参観日とし、地域と連携・協力しながら児童を共に育てるという意識を高めます。</p> <p>○放課後子ども教室の指導者等との情報交換を密にし、連携して学校外でのいじめの早期発見に努めます。</p> <p>○民生委員・児童委員や地域団体等から、いじめと思われることがあれば、積極的に学校へ情報提供が得られるよう連携を充実させます。</p> <p>○コミュニティ・スクール等と緊密に連携し、本校のいじめ問題解決の取組を検証し、改善を図ります。</p>

(2) インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を通じて行われるいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス：登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。）やコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性を踏まえて対応します。

(3) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

「いじめ防止等のための基本的な方針—改定・通知（平成29年3月14日）—文部科学省」

※ 「いじり」と言われる行為について

いじめとの境界は不明瞭であり、被害が発生している可能性がある。そのため「いじり」の背景調査を行い、児童の感じる被害性に着目した上で「いじめ」の可否を判断します。

4 いじめに対する指導・支援（早期対応）

<支援・指導の基本>

- ・特定の教職員で抱え込まず、速やかな組織的対応を行います。
- ・いじめ対策のための「組織」が、支援すべき事案か否かを判断します。（事実関係の把握）
- ・支援を要する場合、児童の支援・指導など、解消までの責任を「組織」が保持します。

○いじめに対する指導・支援のながれ

※第一通報（児童・保護者・教職員・関係機関・地域）を受けて・・・「重大事態の発生」の認識

- (1) 「校内いじめ問題対策会議」の開催
 - ・現時点での各児童の実態確認と情報共有
 - ・今後の対応方針の決定
- (2) 被害・加害児童の事実確認
 - ・被害児童、加害児童、及び周辺の児童から聴取（いじめの内容・期間、原因・背景等）
- (3) 「（校内）いじめ問題対策会議」の開催
 - ① 事実確認（いじめの認知）
 - ② 被害児童への支援方針の決定
 - ・教育相談等による共感的理解、SC等による心のケア
 - ・教室外への緊急避難（空き教室の活用）
 - ・家庭訪問
 - ③ 加害児童への指導・支援方針の決定
 - ・謝罪について
 - ・教室外での個別支援の実施（SC等による心のケア）
 - ④ 学級（周辺）児童への指導・支援方針の決定
 - ・いじめを助長・促進・支持する言動への指導及び黙認することへの指導
 - ・いじめの解消に向けた具体的な行動の示唆
 - ・二次的ないじめの防止
 - ⑤ 被害、加害児童保護者への連絡と報告の方針の決定
 - ⑥ 関係機関への支援要請
- (4) 教育委員会との連携（報告・連絡・相談＋記録・確認）
 - ・管理職（生徒指導）は、市教育委員会に速やかに報告（電話）
 - ・5W1Hの確認
 - ・時系列での記録の蓄積
- (5) 職員会議の開催
 - ・全教職員の共通理解、全教職員の支援体制の構築
- (6) 「いじめ問題対策会議」の開催
 - ・「いじめ解消」に向けての支援・指導の経過確認
- (7) 「いじめ解消」の確認と再発防止
 - ・継続的な注視、心のケア

※最終的な「いじめの解消」の判断基準は、少なくとも3カ月を要する。

5 いじめの解消

○いじめ解消の定義

- ※ いじめは、謝罪をもって安易に解消するものではない。
- ※ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。この目安にかかわらず、学校設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

(2) 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【いじめ防止等のための基本的な方針—改定・通知（平成29年3月14日）—文部科学省より】

(3) いじめ解消の確認

- ・担任、養護教諭、管理職等による日常観察
- ・定期的な教育相談による確認 ⇒
 - ・週1アンケート・持ち帰りアンケート
 - ・学期に1回の教育相談
- ・被害児童、加害児童、周辺児童への継続的な聞き取り
- ・被害児童保護者への確認 ⇒
 - ・定期的な家庭連絡（電話連絡、家庭訪問等）
- ・学校行事等を通しての確認

6 重大事態への対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、以下により調査を行います。

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて、市長へ報告します。

(2) 調査委員会の設置・調査

速やかに全容解明に向けた調査を行います。調査に当たっては、「いじめ問題対策会議」を母体に、必要に応じて、警察、児童相談所、その他の関係機関をメンバーに加え、調査委員会を設置します。また、教育委員会と緊密に連携しながら、調査を進めます。

教育委員会が主体となって調査委員会を設置し、調査する場合は、積極的に協力します。

(3) 調査結果の報告

当該児童・保護者等に、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するとともに、教育委員会を通じ、市長へ調査結果を報告します。

7 その他の留意事項

学校のいじめ防止のための取組の達成目標を設定し、学校評価項目に位置付けます。また、学校評価アンケートを活用し、いじめに対する取組が実効的なものになっているか点検を行うとともに、いじめ問題対策会議での検証等により、いじめ防止基本方針の見直しが必要な場合や、国、県、または市のいじめ防止基本方針の見直しが行われた場合等は、基本方針の見直しを行います。